

さいたま市告示第 1507 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 73 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、建築基準法第 73 条第 3 項の規定により当該建築協定書をさいたま市役所建設局建築部建築行政課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 24 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 対象建築協定

小林住宅豊春ハイタウン建築協定

2 協定区域の位置

埼玉県さいたま市岩槻区大字小溝字外耕地 2 番 1 2 他

3 協定区域の面積

3, 528. 24 m²（27 区画）

4 認可年月日

令和 7 年 9 月 24 日